

「国立高等専門学校の可能性」への疑問

2007年6月

石田博樹（長岡高専）

学会誌「化学工学」の2007年6月号に掲載された、国立高専機構理事の河村潤子氏による「国立高等専門学校の可能性」と題する記事を、職業柄、興味深く読んだ。しかし、この記事では、現状の高専が抱える諸問題には何も触れておらず、「今日の高専を抜本的に良くしていこう」とする、行政官としての熱意が全く読み取れない。

そのため、この記事は今日の高専の実状や将来への展望を伝えておらず、高専の現場に教員として奉職している私としては疑問が残る。

「国立高等専門学校の可能性」と題する河村潤子氏による記事の論旨に沿って、以下に私の見解を述べる。

高専についての法律上の規定の中で、「**その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるべきもの（設置基準第2条）**とされている。」(P. 347 右上)

学校教育法の文言では、大学教育は「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことを目的としている一方で、高専教育は「職業に必要な能力を育成する」ことであり、高専の学生には「知的、道徳的及び応用的能力の展開」が期待されていない。

1960年代初期の高度経済成長期の技術者不足に対応したとは言え、将来のエンジニアを夢みる純真な10代の入学者を馬鹿にした失礼な「高専の設立趣旨」ではないだろうか。しかし、河村氏はそれには言及しておらず、「無難な解説」に落着いている。

「高専卒業者に対する企業側の評価は、専門知識や誠実さに着目して極めて高く、これが良好な求人状況に結びついているものと考えられる。また、高専卒業者は企業オーナーとして活躍する者の率が大学卒業生よりも高いという論考もある。」(P. 348 左上)。

本当にそうだろうか。高専卒業者で就職した

者は、大半が現場作業職である。高専への求人倍率が高いのは、若くて体が良く動き、さらに工業高校卒業者に比べれば仕事ができること、さらに人件費が安くて済むからである。決して企業における総合職の幹部候補生としての求人ではないことは、実は、高専創立当初から誰もが知っていることである。

「企業オーナーになる者が多い云々」は、特に大企業においては、高専卒では大卒、院卒に比べて昇進の見込みがほとんどないために、意欲と能力のある高専卒業者であればあるほど、誰もが自分で会社を興したくなるためである。

こうした事実ゆえに、とりわけ昭和40年代から50年代中頃にかけて、大企業に就職した高専卒業者は、悩み、苦勞してきた。河村氏がこうした高専の歴史と実情に言及しないのは、バランス感覚を欠いた使い古された解説と言えよう。

高専教育の特色として「**高校と大学の組み合わせと比較すると、……きめ細かい積み上げによる、効果的な教育課程が組める**」(P. 348 左下)。

本当にそうだろうか。河村氏は高専の実情を知らない、もし、知っているとすれば故意に実状に触れない使い古された陳腐な見解である。

高専の一般教育課程は高校設置基準を満たしていない。高専の必修科目の「必修」とは単位取得義務の意味ではなく、単に「履修が必須」の意味である。つまり、高校や大学における同世代の青少年が学ぶ基礎学問の修得を、「高専の学生には不要」としているのだ。高専を「中卒者を対象にした即席の5年制職業訓練学校」とする文部行政上の立場からすれば、これでも良いのかもしれないが、しかし、普通に考えてみれば、将来のエンジニアを夢見る純真で優秀な青少年達をこれほど馬鹿にした失礼な制度もなかろう。このような文部行政上の方針は、高専創立以来50年近く経た現在でも変わっていない。そのため、工業高専とはいえ、その卒業

者の大半が大学進学を目指す高校生に比べて、数学、物理、英語などの基礎学力が著しく劣る。この実状は、決して学生の能力に起因することではない。河村氏はこの事実をどう説明するのだろうか。

2007年1月に高専の3年生を対象として数学の学力到達度試験を行なった理由、2008年1月には、加えて物理の試験をも「行なわざるを得ない」事情についても触れていない。要するに、河村氏は、高専が「中卒者を対象にした即席の5年制職業訓練学校」であるとする文部行政上の概念から一歩も出てい。河村氏は高専の歴史と実情の認識が不足ではないだろうか。

「高専は、法令上学年制をとることとなっており、授業科目を学年に配当して教育課程を編成している。したがって学年ごとに終了認定が行なわれ、……留年がありうるし、第4学年で単位をとり終えて最終学年では学校に出ない、などといったことは、システム上は起こり得ない」(P. 349 左上)

本当に高専には学年制が良いのだろうか。今日では、単位制高校が増えている。大学への飛び級入学や大学院への飛び級入学もある。高専における単位制導入の教育上の利点については、この場で議論を展開することはしないが、やはり、河村氏の記述は、高専が「中卒者を対象にした即席の5年制職業訓練学校」であるとする、既に30年以上も前に社会的役割が終焉した文部行政上の概念から一歩も出ていないことが明白である。高専における留年者問題、自らの進路に不安と不適應感を持つ高専の学生の心理などについて、河村氏の記事からはその打開策が全く伝わってこない。

「高専は、法令上学年制? それならば、その法令の妥当性を検討しているのだろうか。その法令がもし今日の高専の実情に不適合であれば、それを撤廃するべく行政官としての企画立案の職責を果たすのが先決ではないだろうか。

「国立高専は、中学校卒業者に対して多様な進路を提供している」(P. 349 右中)。

本当にそう言えるだろうか。「今日の国立高専では卒業者の約4割が進学し、就職希望者

には十数倍の求人がある」ということだけでは、それは決して言えない。高専の一般教育は高校設置基準を満たしていないために、また、「必修科目」の単位取得が必須ではないために、さらに大学入試が無いために、数学、物理、英語、国語、社会科など、どれをとっても、高専卒業者の学力は「高卒の水準」に達していない。

高専卒業者が医学部へ編入することは、ほぼ絶対的に不可能。法学部や経済学部などへ編入することも極めて困難。大企業であれば高専卒で就職しても、幹部社員になれる可能性はほとんどない。

こうした実情が社会に周知されているために、高専と普通の進学校の両方に合格した中学生であれば、常に、そのほぼ全員が高専への入学を辞退し、進学校へ入学するという事実がある。私が奉職する高専では、学生には進学を強く勧めており、卒業者の約8割が進学する。私の所属する学科では、実に9割近くが進学する。私自身も、もちろん、学生には進学を強く推奨している。

なお、現行の高専の設立趣旨でも、「卒業者がすぐに就職することが本来の高専の目的」であるなどとは決して言えない。もし、高専の本来の目的が「就職」ならば、専攻科の設置、拡充や、技術科学大学の設立や大学編入制度の拡充などの施策は、その根拠を失う。

今日の高専の現場を知る教職員から見ると、河村氏の記述は、すでに淘汰された「子供だましの建前論」に過ぎず、自画自賛の定例見解に過ぎない。

「専攻科学生の存在により、高専としても研究体制が厚くなると同時に、……教育研究の活性化につながっている。」(P. 350 左上)

本当にそうだろうか。それならば、大学設置基準を満たさない場で、研究の義務なし、とされる高専教員が大学教育を行なうという、高専専攻科の重大な法的矛盾、専攻科の卒業者が必ずしも大卒にはなれない実状について、行政官としての責任ある説明が必要ではないだろうか。それなくして、このような美辞麗句を並べた、ありきたりの高専解説は、もはや、やめたらどうか。

学問研究者としての姿勢を貫こうとする教官にとって、高専という環境は余りにも貧しく、劣悪にすぎる。その中で「創造性豊かな教育」を行なうことは至難の業である。

研究を不要とする教官の職務規程、著しく粗末な教官定員枠と研究環境。これらが、高専に着任した教官の士気を、どれほど削いでいることか。Careerを持った若い新任教官が、たちまち高専からの脱出を希望することになるのは無理からぬことである。

高専が抱える本質的な問題を直視し、「高専の抜本的・本質的な改革」を大胆に企画立案し、財務省を説得するのが、行政官の本来の職務ではないだろうか。

高専の評価として、「第一に、大学と同様、学校教育法上の認証評価を受ける……第二に、……JABEE……、第三に、毎年度、……教育の質の向上、教員組織の充実等に関する活動状況が問われる。」(P. 350 左中)

独立法人であれば、それは当然である。

現在、JABEE（日本技術者教育認定制度）により、「高専では、必修科目が不合格でも卒業や進級に直接の支障がない」ことに対して、「それならば認定不許可」との警告が高専に発せられている。当然のことである。即ち、文部科学省の高専行政に対して、逃げ隠れを許さない明確な「不合格判定」がJABEEから下されてしまった。まともに高専の教育行政を企画立案する責任感ある行政官であれば、その不合格判定には恥じ入るはずである。しかし、文部科学行政の高専担当者は、頼被りを決め込んだまま、自分の在任中には決して、高専制度の重大な矛盾の打開にまでは手を付けようとしなない。

高専教育の行政官には、「高専の評価」が正確かつ順当に実施できるべく、勇気ある企画立案をお願いしたい。そもそも、「教員に研究が義務付けられていない」教育現場で、「創造性豊かな工学教育」が出来るだろうか。「職業に必要な能力を育成する」ことが目的で、「知的、道徳的及び応用的能力の展開を期待されていない」とされる高専教育に、JABEEによる認証評価が正確に出来るのだろうか。

創立当初から既に国民に知られている、高専教育の重大な矛盾をすべて、早急に解決するのが、中央省庁にいる高専教育の行政担当者の責務ではないだろうか。高専創立時の法令が障害であるならば、ためらわずに、そんな法令を改定するべく企画立案をし、行政責任を果たすべきではないだろうか。その際には、私達、高専の現場にいる教員は、工学教育の経験のない高専教育の行政官を、いつでも支援し、協力できる用意がある。

「減少期にある中学校卒業生の中から志を持った高専入学者をいかに確保するか、……運営を合理化しつつ……質の高い教育を実現するか、課題は大きい。」(P. 350 左下)

決まりきった美辞麗句で逃げてはいけない。大学教育が「知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことを目的としている一方で、高専教育は「職業に必要な能力を育成する」ことであり、高専の学生には「知的、道徳的及び応用的能力の展開」を期待されていない、という現行の学校教育法の高専のままで、果たして入学希望者が増えるだろうか。

JABEEが要求する工学教育の内容を、現行の学校教育法で規定される高専のままで実現できると、河村氏は本当に思っているのだろうか。「課題が大きい」からこそ、高専機構の行政官の力量が問われているのだ。私達、高専の現場にいる教員は、常に、高専機構の行政担当者の施策を監視し、評価している。

「全国の教員が協力、分担して……e-ラーニング教材を作成し、……構想が進んでいる」(P. 350 右中)

本当にそうだろうか。教育というものは、教師の顔が見える場で行なわれるのが普通であろう。自分自身が学生の立場で考えてみれば、それは自明であろう。教師と学生が互いに遠隔地にいるような、やむをえない場合は別だが、通常の高専では、実は、e-ラーニングなどは全く不要なのだ。

九州の高専の学生が北海道の高専の授業をe-ラーニングで受けている例があるだろうか。その逆もあるだろうか。私を知る限り、e-ラーニ

ングなんぞは、IT時代の流れの中で予算獲得のために使われる文言に過ぎない。仮に実施例があったとしても、決して長続きはしないであろう。国立高専機構として、実施例とその教育的効果を調査しているのだろうか。

「産業社会のニーズの方向を的確にとらえた……. 学生に将来の職業へのイメージを抱かせるためには、教育内容の計画段階から……産業界をはじめとする地域との共同事業として……」(P. 350 右下, P. 351 左上)

この記述の前には、高専の学科再編や専攻科の拡充を高専機構として重視している、との趣旨の文言がある。それ自体には誰もが賛同できよう。しかし、上記の文言は、高専が「中卒者を対象にした即席の5年制職業訓練学校」であるとする、30年以上も前にすでに完全破綻した文部行政上の概念そのものである。

高専卒業者が、すぐには地元企業に就職しなくても、国内外の大学へ編入し工学教育を受け、大学や大学院の卒業後に地元企業に戻るなり、国内外の企業で活躍しているのであれば、それで十分に、高専はその教育機関としての役割を果たしていることになる。

「高専は地元企業に即戦力の中堅技術者を提供する」などという、すでに30年以上も前に完全破綻した昔日の概念（実は、高専の創立当初から、その根拠が薄弱であった）を、河村氏を含む高専教育の行政官自身がもはや払拭しなければならない。そんなものは、今日の高専の現場教員の大多数が、既に、はるか昔に払拭している。今日の高専の実状を河村氏は知らないようだ。

「職業に必要な知識及び技術を有する創造的な人材育成の基幹を担ってその最前線を走り続けることこそが、高専自身の教育の質の向上と社会への貢献につながっていくものと思う」(P. 551 左下)

これも、もはや論評の価値すらないであろう。30年以上も前にすでに破綻した「昔日の高専思想」であり、空疎な定例見解にすぎない。

今日の高専の抜本的な改善のためには、高専の教育課程を「同年代の青少年の成長過程と同

一の視点で捉える」こと、即ち、「高専の教育課程を特殊扱いとしない」ことである。

安上がりの「即戦力養成」だの「完成教育」といった、高専創立当初から実は誰も信じていない謳い文句を、もはや正式に払拭することである。もちろん、3年修了時の進路変更の制度的な保障が必要なことは、言うまでもない。

高専の活性化と社会的認知への道は、15歳の入学者が後悔せず、20歳の卒業者にとって社会的不利のない学校に高専が変貌することであり、「基礎教育に徹する」ことである。「卒業者の全員に高卒の学力」を付けさせ、希望者の全員が専攻科入学や大学編入学を果たせることである。それが、「入学者の2割が（時には3割以上が）5年後の卒業式にはいない」実状を打開し、「定員の2倍近くを合格させても欠員が出る高専入試」の実状を打開できる唯一の道であろう。

以上、いろいろと、忌憚なく意見を述べさせていただいたが、要するに、文部科学省の行政担当者としては、「高専は、法令により、高専設置基準により、そうなっている」等の逃げ口上の弁解をしてはいけない。

50年近く前の、日本の高度経済成長期における高専設立の法律規定の中から、今日の社会状況に不適合なものを「自ら進んで発掘し」、新規定を企画立案するのが、文部科学省の高専行政担当者の責務である。河村氏を始めとする中央省庁の行政官にはその力量が求められているのだ。

高専行政の担当者には、本来は、まだまだお伺いしたいことがたくさんあるが、この辺で、ひとまず私のコメントを終えることにする。

なお、高専問題に関する、私の一連の意見は、すでにWebにて公開されており、多くの方々から御賛同をいただいている。私自身は、とりわけ文部行政の高専担当者からの積極的な御意見を期待している。御意見をいただければ、本人の了解を得た上で、それを公開し、広く国民の判断を仰ぐ所存である。